

令和4年4月1日

生徒及び保護者の皆様

県立小千谷高等学校  
校長 矢川 京

## 令和3年度 いじめ認知について（報告）

標記の件につきまして、下記のとおり報告します。

本校では今後もいじめの未然防止に向け、教職員研修会やいじめアンケート調査等を複数回実施するなど、組織的に対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

1 令和3年度 本校のいじめ認知件数 8件

2 いじめの定義について（再確認願います）

いじめ防止対策推進法より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

担当

県立小千谷高等学校  
いじめ対策推進教員  
山 岸 修  
TEL 0258-83-2262